

## 日本医学教育学会 倫理特別委員会規程

### (目的)

第1条 日本医学教育学会（以下「本学会」という。）倫理特別委員会（以下「本委員会」という。）は、本学会の健全な目的（定款第2条）遂行のために、本学会会員（以下「会員」という。）に医学教育に携わる者として求められている高い倫理性や人権意識を欠く行為が疑われた場合、これを審議し、本学会の社会的責任を保持することを目的とする。なお、会員が行う調査、研究等についての倫理的問題の場合は、本規程ではなく本学会「倫理委員会規程」を適用する。

### (任務)

第2条 本委員会は、理事長から諮問のあった次の事項について調査及び審議することを任務とする。

- 1) 会員が日本国の法令又は本学会定款、若しくは規則等に違反した疑いがあるとき
- 2) 会員に医学教育に携わる者として求められる高い倫理性や人権意識を欠く行為が疑われたとき
- 3) 会員に本学会の名誉または信用を傷つけ、その他会員としての品位を損なう行為が疑われたとき
- 4) その他理事長が本委員会での審議を必要と判断したとき

### (委員)

第3条 本委員会は、事案が発生した時に事案ごとに、下記の会員及び会員以外の者（外部委員）をもって構成する。委員は男女両性をもって構成する。委員は事案ごとに理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

- 1) 理事 若干名
- 2) 倫理・プロフェッショナリズム委員長若しくは委員
- 3) 代議員 若干名
- 4) 外部委員 若干名
- 5) その他本委員会が必要と認めた者

なお、事案に利益相反関係を有する可能性があるとして理事会が判断した者は委員になることはできない。

2 任期は本委員会設置から事案に関する最終報告書を理事長に提出するまでとする。ただし、任期は最長1年間とし、1年ごとに本委員会の設置及び委員の委嘱を再度行う。委員の再任は妨げない。

3 本委員会に委員長を置く。委員長は互選とし、会務を総括する。

4 本委員会は、必要に応じて委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にすることができる。

(会議)

第4条 委員長は、本委員会を招集しその議長となる。

2 委員長が欠席する場合は、委員長はあらかじめ委員の中から代行を指名し、その代行が議長となる。ただし、委員長が指名できない場合は、出席委員の互選により代行を選ぶ。

3 本委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ外部委員が少なくとも1名出席しなければ審議できないものとし、委任状は認めない。

4 審議経過及び内容の記録は、作成した時から5年間保存する。審議の内容は公開しない。

5 委員は、調査及び審議の過程において知り得た事項を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(審議手続)

第5条 本委員会は理事長の諮問を受け、第2条に基づき調査及び審議を行う。

2 委員会報告は全委員の合意を原則とする。なお、合意に至らなかった場合は、それぞれの意見を併記する。

3 本委員会は、調査及び審議の最終報告を理事長に提出する。

4 本委員会は、必要があれば、理事長に調査及び審議の中間報告を提出することができる。

5 理事長は理事会の決定を本委員会に通知する。

(事務局)

第6条 本委員会の会務は学会事務局が行う。

2 事務局の職員は、本委員会の会議その他の事務処理事項を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(改定)

第7条 この規程の改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

この規程は、平成27年9月10日から施行する。

附則(平成27年9月22日改正)

この改正規程は、平成27年9月30日から施行する。

一般社団法人 日本医学教育学会 倫理特別委員会 調査規則

(本規則の目的)

第 1 条 本規則は、日本医学教育学会 倫理特別委員会（以下、委員会）の調査が公正・迅速に行われるために必要な事項を定める。

(調査)

第 2 条 調査は委員会がこれを行う。

2 調査は、対象会員に対する聴聞の他、対象会員以外の関係者の聴聞や資料の収集、受領等の方法により行うものとする。

(調査開始の通知)

第 3 条 調査を開始するときは、調査を行う対象会員に対し、調査開始決定後すみやかに書面をもってその旨を通知し、対象会員に聴聞及び弁明の機会があることを伝えなければならない。

(聴聞の開催)

第 4 条 聴聞は、委員会が行い、委員長がこれを主宰する。

2 委員長は、対象会員及び事案の内容に応じ、聴聞を行う委員に配慮するものとする。

(聴聞の通知)

第 5 条 委員会は、聴聞を行う期日までに相当な期間において、対象会員に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 1) 調査の対象事案
- 2) 聴聞の期日及び場所
- 3) 本規則第 6 条に定める事項
- 4) 本規則第 7 条に定める事項
- 5) 本規則第 8 条 3 項及び 5 項に定める事項
- 6) 本規則第 11 条に定める事項

(代理人)

第 6 条 委員会がやむを得ないと判断した場合、対象会員は、1 名の代理人を選任することができる。

2 代理人は、対象会員を代理して聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 対象会員は、委任状の写しを委員長に提出することによって、選任した代理人を委員会に届け出るものとする。

4 対象会員は、代理人を解任した場合は、解任届を委員長に提出する。

(陳述書等の提出)

第 7 条 対象会員は、委員会が認めた場合、聴聞の期日への出頭に代えて、委員長に対し、聴聞の期日までに陳述書及び資料等を提出することができる。

(聴聞期日における調査方式)

第8条 聴聞の期日は、委員長がこれを指揮する。

2 委員長は、最初の聴聞の期日の冒頭において、調査の対象となる事案の内容を対象会員に対し説明しなければならない。

3 対象会員又は代理人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、資料等を提出し、委員長の許可を得て委員会委員に対し質問を発することができる。

4 委員会は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、対象会員又は代理人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは資料等の提出を求めることができる。

5 委員会は、対象会員及び代理人のいずれもが出頭しないときであっても、聴聞の期日における調査を行うことができる。

6 聴聞の期日における調査内容は、委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。ただし、委員会の承認を得た者は、審議を傍聴することができる。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第9条 委員長は、聴聞の期日に出頭した対象会員又は代理人が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 委員長は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(続行期日の指定)

第10条 委員長は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると委員会が認める場合は、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、対象会員に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した対象会員に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

(対象会員の不出頭の場合における聴聞の終結)

第11条 委員長は、対象会員及び代理人のいずれもが正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は資料等を提出しない場合には、対象会員に対し改めて意見を述べ、及び資料等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

(聴聞調書及び聴聞報告書の作成及び報告)

第12条 委員長は、聴聞の終結後すみやかに、聴聞の経過を記載した聴聞調書及び委員会の意見を記載した聴聞報告書を作成しなければならない。

2 聴聞調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1) 調査の対象事案
  - 2) 聴聞の期日及び場所
  - 3) 対象会員の氏名及び所属
  - 4) 聴聞の期日に出頭した対象会員又は代理人及び聴聞を行った委員の氏名
  - 5) 対象会員の陳述（陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨
  - 6) 資料等が提出されたときは、その標目
  - 7) その他参考となるべき事項
- 3 聴聞調書には、書面、図画、写真その他委員長が適当と認めるものを添付して、その一部とすることができる。
- 4 聴聞報告書には、次に掲げる事項を記載し、委員長がこれに署名しなければならない。
- 1) 調査の対象事案の内容に対する対象会員の主張
  - 2) 上記についての委員会の意見及びその理由
- 5 委員長は、聴聞調書及び聴聞報告書を理事長に提出する。  
（聴聞の再開）
- 第 13 条 理事会は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、委員会に対し、委員会より提出された聴聞報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。  
（調査報告書作成及び報告）
- 第 14 条 委員長は、調査の終結後すみやかに、調査の内容並びにそれについての委員会の意見及びその理由を記載した調査報告書を作成しなければならない。
- 2 委員長は、調査報告書を理事長に提出する。  
（調査の終了）
- 第 15 条 調査報告書の提出をもって調査を終了する。  
（改定）
- 第 16 条 この規則の改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

この規則は、平成 27 年 10 月 15 日から施行する。